

平成19年5月21日
経済産業省
原子力安全・保安院

日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設の耐震計算誤りに 係る株式会社日立製作所からの報告の受領について

原子力安全・保安院は、本日（平成19年5月21日）株式会社日立製作所より、平成19年5月11日付け文書をもって要請した、日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設における耐震計算誤りに係る事実関係等についての報告を受領しましたので、お知らせします。

（お問い合わせ）

核燃料サイクル規制課 鈴木、宮脇

電話：03 - 3501 - 3512

（ホームページ）<http://www.nisa.meti.go.jp/>

「日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設の耐震計算誤りについて（要請）」 （平成19・05・11原院第1号）に対する報告概要

2007年5月11日に原子力安全・保安院から提出の要請があった、耐震計算に係る審査・承認体制、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という）報告書記載の事実関係、原子力設備における同様な誤りの有無、に関する当社の回答内容概要は、以下の通りである。

1. 耐震計算に係る審査・承認体制について

当社の当時の耐震計算に係る審査・承認体制を調査した結果、入力データの誤りを摘出可能な業務手順の考え方が整備されており、全般的には適切に運用されていた。

上記の業務手順の実務への適用の具体化については、設計部署毎の運用に任されており、その深さ（管理レベル）が不均一となる可能性があった。その結果、当時燃料取扱装置およびチャンネルボックス切断装置を担当していた設計部署特有の問題として、入力データの誤りを摘出する部分に不十分な点があった。

また、当時の協力会社Ⅰおよび協力会社Ⅱの耐震計算に係る審査・承認体制は、入力データの誤りを摘出可能な業務手順の考え方の整備について、不十分な部分があった。

現在では、1999年のISO9001の認証を経て、入力データ確認等の耐震計算の審査・承認に係る管理ルールを、設計部署共通の規準に定め、品質管理レベルの統一と実行の徹底を図っており、適切な審査・承認体制の下で耐震計算の妥当性が確認されている。

2. 日本原燃株式会社の報告書に記載された事実関係について

日本原燃作成の報告書内容は、当社から報告したものであり、あるいは日本原燃が当社の事実関係を直接確認したものであり、当社より補足する必要があるものはない。

当社としては、当時一部の設計部署において協力会社からの成果物（耐震計算書、設工認点検結果等）に対する審査・承認の深さに不十分な点があったと共に、協力会社との品質保証体制やコンプライアンス推進体制の改善指導やコミュニケーション等に不十分な点があったと考えている。

現在では、各種規格・規準の整備、協力会社へのコンプライアンス推進体制の改善指導や、調達先とのコミュニケーション向上活動等が既に適切に実施されているが、今回の事象に鑑み、さらに具体的な改善活動等の追加対策を実施する。

3. 原子力施設における同様な誤りの有無について

協力会社Ⅰに実施させた原子力施設に関する許認可に係る耐震計算のうち、床応答スペクトルを用いて本件と同じ解析コードにより解析を行った設備及び誤りの有無について調査した。その結果、日本原燃再処理施設の設備以外に13設備を摘出し、これらの設備の耐震解析について、同様の誤りがないことを確認した。